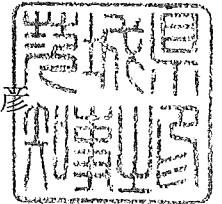




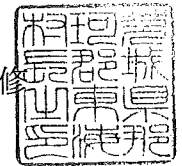
原 対 第 2 3 0 号
東 防 原 発 第 8 9 1 号
平 成 2 9 年 1 1 月 2 日

日本原子力発電株式会社
東海第二発電所長 江口 藤敏 殿

茨城県知事 大井川 和彦



東海村長 山田 修



東海第二発電所に係る新增設等計画書（変更）の提出について（通知）

東海第二発電所につきましては、現在、原子力規制委員会において新規制基準適合性審査が実施されているところでありますが、今後、原子炉等規制法に基づく原子炉設置変更許可申請の補正書の提出が見込まれることに鑑み、平成26年5月20日付け東二総発第14号により貴職から提出されている新增設等計画書について、下記事項にご留意の上、新增設等計画書（変更）を提出するようお願いいたします。

記

1 新增設等計画対象設備の見直しについて

- 東海第二発電所の安全対策については、これまでの新規制基準適合性審査を通じて、新たな設備の追加並びに設備の構造及び仕様の変更など、当初から大幅な変更が生じていることから、原子力安全協定第5条に基づく事前了解の対象となる新增設等計画対象設備について、既に設置工事に着手している設備を含め、その対象を適切に見直すこと。
- 見直しに当たっては、福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、東海第二発電所の安全確保の観点から重要と考えられる設備を適切に抽出するよう考慮すること。
- 見直し後の対象設備のうち、安全性の向上に資すると認められるものについては、工事の実施継続を妨げるものではないが、原子力安全協定第5条に基づく事前了解がない段階での当該設備を使用しての原子炉施設の運転は認められないものであること。

2 その他

原子炉設置変更許可申請の補正内容を踏まえ、所要の修正を行うこと。